

五、時 効

(一) 短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によって消滅する。
 (二) 消滅時効の起算日は、給付事由の生じた日の翌日と解されるので、次に掲げる給付については、それぞれ掲げられた日が起算日とされる。

ア 療養費又は家族療養費 組合員

が医療機関等に療養の費用を支払った部分についてその支払った日の翌日

イ 高額療養費 組合員が医療機関

等に療養の費用を支払った部分についてその支払った日の翌日

ウ 育児手当金 出産した日の翌日

エ 傷病手当金 出産手当金又は休業手当金 それぞれ勤務に服することができない日ごとに、その翌日

六、第三者の行為による給付事由の発生

給付事由が第三者の行為によって生じた場合には、組合の給付の調整が行われる。

(一) 組合は、給付事由（弔慰金若しくは家族弔慰金又は災害見舞金に係るものを除く。）が第三者の行為によって生じた場合には、当該給付事由に対して行った給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者（その給付事由が

組合員の被扶養者について生じた場合には、その被扶養者も含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
 (二) (一)の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしない。

(三) (一)により組合が取得する損害賠償の請求権は、第三者の行為によって生じた損害のうち、組合が行った給付によっててん補された部分についての請求権であり、したがって、給付を受ける権利を有する者が第三者から損害賠償を受けた場合においても、当該損害賠償による損害のてん補に相当する給付以外の給付については、(二)は適用さ

れない。たとえば、組合員が損害賠償として慰謝料の支払いを受けても、これによって治療費の損害はてん補されないから、療養の給付又は療養費の支給は制限されない。
 (四) 自動車損害賠償保障法第一六条第一項の規定により被害者が保険会社に対して有する賠償額の支払いの請求権についても、組合は、その行った給付

表23 昭和51年度短期給付一覧（福島支部）

給 付 区 分	給 付 件 数	給 付 金 額	組合員1人当たり給付額		
			千円	円	
法 定 給 付	療 養 の 給 付	147,175	1,356,101		
	家 族 療 養 の 給 付	227,893	1,390,032		
	療 養 費	1,229	6,697		
	家 族 療 養 費	1,581	6,686		
	高 額 療 養 の 給 付	1,222	33,720		
	高 額 療 養 費	1,752	54,618		
	高 薬 剤 給 付	2,808	9,571		
	看 護 移 送 料	25	1,035		
	小 計	383,685	2,858,460		131,146
	給 付	出 産 費	429		55,669
配 偶 者 出 産 費		247	26,298		
育 児 手 当 金		647	1,553		
埋 葬 料		30	6,623		
家 族 埋 葬 料		206	32,398		
傷 病 手 当 金		66	9,577		
出 産 手 当 金		7	1,619		
休 業 手 当 金		2	82		
災 害 見 舞 金		6	2,699		
小 計		1,640	136,518	6,263	
法 定 給 付 計	385,325	2,994,978	137,409		
附 加 給 付	家 族 療 養 費	218,989	331,753		
	出 産 費	424	4,514		
	配 偶 者 出 産 費	247	3,050		
	育 児 手 当 金	643	3,215		
	埋 葬 料	26	433		
	家 族 埋 葬 料	206	3,187		
	傷 病 手 当 金	65	9,030		
	災 害 見 舞 金	6	1,619		
	結 婚 手 当 金	357	10,710		
	入 院 附 加 金	2,279	12,323		
附 加 給 付 計	223,242	379,834	17,426		
短 期 給 付 計	608,567	3,374,812	154,836		